

1)養育費の範囲

「養育費」に該当するには、次の要件をすべて満たしている必要があること。

- ア. 金品等の支払いの名義人が、受給資格者が母である場合には児童の父、受給資格者が父である場合には児童の母であること
- イ. 金品等の受取りの名義人が、受給資格者が母である場合には母又は児童、受給資格者が父である場合には父又は児童であること
- ウ. 父から母又は児童に給付されたもの、母から父又は児童に給付されたものが、金銭、有価証券(小切手、手形、株券、商品券など)(以下「現金等」という。)であること
- エ. 父から母又は児童への現金等の給付、母から父又は児童への現金等の給付が、手渡し(代理人を介した手渡しを含む。)、郵送、母名義、父名義又は児童名義の金融機関の口座への振込みであること
- オ. 給付の名目が「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」等、児童の養育に係りのある経費として支払われていること

したがって、次のようなものは「養育費」には含まれない。

- (ア) 母親が監護している児童の父親以外の者から支払われたもの
- (イ) 父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外の者から支払われたもの
- (ウ) 母、父又は児童以外の者が受け取っているもの
- (エ) 支払われたものが、不動産(土地、建物等)、動産(車、家財道具等)の場合
- (オ) 支払方法が、母、父又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込によるもの
- (カ) 「慰謝料」、「財産分与」として支払われるもの

「児童扶養手当事務処理マニュアル」より抜粋
こども家庭庁支援局家庭福祉課